

丸亀 VASALA (Cエリア) (No.965)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月2日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名称 首都圏リース株式会社 住所 東京都千代田区神田美土代町9番地1
大規模小売店舗の名称及び所在地	名称 丸亀 VASALA (Cエリア) 所在地 丸亀市山北町字原窪31番6 外
変更した事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 【変更前】 株式会社アルペン 代表取締役 水野 泰三 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 株式会社ポーラ 代表取締役 横手 喜一 東京都品川区西五反田二丁目2番3号 【変更後】 株式会社アルペン 代表取締役 水野 泰三 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9番40号 株式会社ポーラ 代表取締役 <u>竹永 美紀</u> 東京都品川区西五反田二丁目2番3号 <u>株式会社高松三越</u> <u>代表取締役 山下 洋志</u> 高松市内町7番1号
変更の年月日	令和2年4月1日 外
変更する理由	小売業を行う者の追加及び代表者変更のため

2 届出年月日 令和2年6月24日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市文化部産業観光課

縦覧期間： 令和2年7月2日から令和2年11月2日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（令和2年11月2日）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市文化部産業観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ